

監査公表第2号（平成23年5月16日、県公報第3254号登載）

「住民監査請求に基づく監査（平成22年度）」

請求内容：「平成21年度福岡県私立外国人学校教育振興費補助金について」

住民監査請求に係る監査結果

平成23年4月25日

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成23年2月28日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

請求人の主張する請求の概要は、以下のとおりである。

福岡県知事（以下、「県知事」という。）は、平成22年3月31日、学校法人福岡朝鮮学園（以下、「本件学校法人」という。）に対し教育振興補助金として800万円の支出負担行為（以下、「本件支出負担行為」という。）をし、同年5月26日支出した。

本件学校法人が設置している九州朝鮮中高級学校、北九州朝鮮初級学校及び福岡朝鮮初級学校（以下、「朝鮮学校」という。）は、基本的に朝鮮籍の子供を生徒として就学させ、同生徒らに朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）の民族文化を教育することを目的としている。そのため北朝鮮の政権党である朝鮮労働党の指導に従い、在日本朝鮮人総联合会（以下、「朝鮮総連」という。）の指導に従って運営がなされている。朝鮮学校は、各種学校であって、その教育内容に対して国及び福岡県は指揮する立場にない。

ア 教育基本法第14条第2項（政治教育の中立性）違反について

朝鮮学校は、第一に朝鮮労働党代表者に対する極端な個人崇拜教育をしており、第二に同校生徒は朝鮮総連下部組織に自動的に組み入れられて政治活動に動員されており、第三に同校の学校運営、教育人事、教育内容などすべてが朝鮮総連の指揮下にある。朝鮮総連は、破壊活動防止法に基づき公安調査庁が監視している団体である。

本件学校法人は、朝鮮総連の政治活動のために生じた借入金債務について連帯保証人となっているなど、朝鮮総連と朝鮮学校は一体である。

朝鮮学校は、教育基本法（平成18年法律第120号。）第14条第2項に定める学校ではなく、のみならず政治教育の中立性に違反しているため、公的団体から教育振興補助金の支給を受ける資格を有しない。

イ 憲法第89条違反について

朝鮮学校は、わが国と正式の国交を有しない北朝鮮の民族文化の教育を目的としており、わが国及び福岡県の指揮を受けることなく、教育の事業を行っていることから、朝鮮学校は公の支配に属していない。日本国憲法（以下、「憲法」という。）第89条は、公の支配に属しない教育の事業に対し、公金その他の公の財産を支出してはならないと定めており、福岡県が公の支配に属さない教育の事業に補助金を支出することは許容されていない。

ウ 北朝鮮人権侵害対処法第2条等（拉致問題解決への努力義務）違反について

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年法律第96号。以下、「北朝鮮人権侵害対処法」という。）において、国は北朝鮮当局による拉致問題等解決のために最大限の努力等を行うことや地方公共団体はその国民世論の啓発を図るよう努めるものとする、また、政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による日本国民に対する重大な人権侵害状況について改善が図られていないと認めるときは、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する国際的動向等を総合的に勘案し、北朝鮮当局による日本国民に対する人権侵害の抑止のため必要な措置を講ずるものとするが定められている。

福岡県が、拉致問題を無化し、極小化しようとする朝鮮学校に助成金を交付することは、国及び地方公共団体がなすべき最大限の努力の義務と相容れない。

本件支出負担行為は、拉致問題無視の教育を行う朝鮮学校に対しその誤った教育を助長することに他ならず、北朝鮮人権侵害対処法第2条、第3条、第8条に違反し不適法である。

エ 補助金受領の目的及び手段の不当性について

朝鮮学校は、北九州市と福岡県に対して平成17年頃から二重の補助金交付申請をし、その申請手段は詐欺的である。また、その補助対象事業は、一般的学校教育の目的から逸脱した娯楽とも言うべき観劇や夏祭りの実施費用であり、地方公共団体がその振興の援助をすべき理由は見出せない。

上記のように、本件支出負担行為は、その重要部分において、手段と目的に補助金支出の社会的妥当性を欠く部分を含むものであるから、全体として治癒できない不適法性があるというほかない。

よって、福岡県は、平成22年3月31日にした本件支出負担行為を取消すこと、その取消の結果朝鮮学校が不当に利得したことに帰する金800万円について、朝鮮学校に対して返還請求をするとともに、民法所定の年5分の割合による遅延損害金を賦課して請求することの措置を求める。

(2) 事実証明書

- ア 学校法人登記事項証明書
- イ 土地登記事項証明書(1)
- ウ 土地登記事項証明書(2)
- エ 土地登記事項証明書(3)
- オ 建物登記事項証明書
- カ 支出負担行為決議書
- キ 支出命令書
- ク 補助金実績報告書（北九州朝鮮初級学校）
- ケ 補助金実績報告書（九州朝鮮中高級学校）
- コ 福岡県私立外国人学校教育振興費補助金実績報告書
- サ 論文（日本大学教授・百地章）
- シ 参議院ホームページ・質問主意書
- ス 平成22年8月7日新聞記事
- セ 同年8月13日新聞記事
- ソ 同年8月15日新聞記事

- タ 同年8月21日新聞記事
- チ 同年9月23日新聞記事
- ツ 同年10月4日新聞記事
- テ 同年11月20日新聞記事
- ト 同年12月3日新聞記事
- ナ 同年12月17日新聞記事
- ニ 同年12月24日新聞記事
- ヌ 平成23年2月18日新聞記事
- ネ 拉致被害者を救う会パンフレット
- ノ 要望書（朝鮮学校運営体質の透明性について）
- ハ 意見書（救う会福岡作成）
- ヒ 公的補助金支出中止を求める要請書

第2 請求の要件審査

本請求は、福岡県が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「自治法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成23年2月28日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求人は、本件学校法人に対して行った平成21年度福岡県私立外国人学校教育振興費補助金（以下、「本件補助金」という。）について、福岡県が平成22年3月31日にした本件支出負担行為を取消し、補助金の返還請求及びその遅延損害金を請求することを求めていることから、福岡県が本件補助金を取消すべき事由があるかどうかを監査の対象とした。

2 監査対象所属

総務部私学学事振興局私学振興課を監査対象所属とした。

3 請求人等の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成23年3月14日に請求人及び代理人から陳述を受けた。その際、監査対象所属の職員の立会いを認めた。

陳述の概要は、以下のとおりであった。

朝鮮総連と朝鮮学校の関係者が拉致問題その他工作活動に深く関与していると、警察庁等が出している冊子に掲載されている中で、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下、「私学助成法」という。）を盾に補助金を支出し続けている実態を看過できない。

朝鮮学校が普通の各種学校、私立学校でないことは教育内容が物語っており、その内容は、歴史の歪曲、独裁者礼賛と反日反米をあおる内容である。

朝鮮総連と深い関係にあった16もの朝銀信用組合が破綻し、朝銀の債務回収を引き継いだ整理回収機構によって、担保物権の土地建物が仮差押されたが、その中に13の朝鮮学校が含まれ、本件学校法人も該当している。

本件学校法人に補助金を支出するということは、税金回収のために税金を投入することにほかならない。補助金支出という行為は、北朝鮮による人権侵害を助長する行為にほかならない。

学校は、わが国の学校教育の最高法規である学校教育法（昭和22年法律第26号。）並びに教育基本法の適用を受けなければならないと考えているが、各種学校扱いである朝鮮学校は、そういったことにはなっていない。

また、憲法第89条は、公金その他公の財産を公の支配に属さない教育の事業に対し、これを支出してはならないとされており、本件支出負担行為は、憲法第89条に反していると考えている。

わが国は北朝鮮の拉致問題などの人権侵害行為に対して、北朝鮮人権侵害対処法を制定しており、この中で、地方公共団体の責務が明記されている。

その法律の努力義務という観点からいってもなぜ人権侵害行為を行っている北朝鮮の強い影響を受けた朝鮮総連に対して、補助金を支出する必要があるのかということは、はなはだ疑問である。

東京都や大阪府は、補助金交付をしないが、福岡県は、さらに二重どり問題を抱えながら、取消しの決定さえしない、これでは、他県に対して、福岡県の見識を問われることとなると思うものである。

4 監査対象所属の陳述

平成23年3月14日に私学振興課長から陳述を受けた。その際、請求人及び代理人の立会いを認めた。

陳述の概要は、以下のとおりであった。

本件学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号。）第64条第4項に規定する法人であり、福岡県が認可した法人である。同学校法人は、学校教育法第134条に規定する各種学校である朝鮮学校を設置、運営している。

福岡県は、学校教育法に規定する学校の設置及び廃止認可、学校の閉鎖命令、私立学校法に規定する寄付行為、学校法人の解散及び合併認可、学校法人の解散命令、私学助成法に規定する業務若しくは会計状況に関する報告の徴収、検査等の権限を有している。

本件補助金は、私立外国人学校を設置する学校法人の教育、文化活動等の振興を図ることを目的としたものであり、私立学校法第59条、私学助成法第16条で準用する同法第10条の規定及び本件補助金交付要綱に基づき、朝鮮学校が福岡県民等との国際交流に資するために実施した教育、文化活動等に対して助成を行ったものである。

教育基本法において、「法律に定める学校」とは、設置者を国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人に限定することにより、「公の性質」を担保した学校教育法第1条に規定する学校である。

教育基本法第14条の第2項の規定は、学校教育法第1条に規定する学校における教育の政治的中立を確保しようとするものであり、設置者に様々な形態がある専修学校や各種学校は、教育基本法上「法律に定める学校」には該当しない。よって、朝鮮学校については、本規定は適用されていない。

各種学校を含む私立学校は、学校教育法、私立学校法及び私学助成法による法的規制を受けており、「公の支配」に属していると解釈されている。よって、本件補助金は、適法な団体及び事業に対するものであり、憲法上何ら問題はない。なお、私立学校に対する助成については、昭和61年5月28日の千葉地方裁判所判決及び平成2年1月29日の東京高等裁判所判決により、合憲であると結論づけられているところである。

福岡県は、拉致問題に関して、北朝鮮人権侵害対処法第3条の規定に基づき、講演会や写真、パネル展の開催、ポスターの掲示、北朝鮮人権侵害問題啓発週間等を通じ、県民及び

県内全市町村への積極的な啓発に努めているところである。同法第2条及び第8条は、拉致問題に関する国の責務と講ずるべき措置を規定するものであり、本件補助金を不合法とする根拠は見当たらない。

本件補助金に関して、本件学校法人は不適正な事務処理により、補助金を受領していたが、これについては、関係規則及び要綱に基づき、交付決定の一部を取消し、超過交付となった補助金の返還を求めたところである。

また、本件補助金は、朝鮮学校が県民等との国際交流に資するために実施した教育、文化活動等に対して、関係規則及び要綱に基づき交付したものであり、支出負担行為自体に何ら問題はない。

以上のことから、本件支出負担行為は、何ら違法性が認められるものではない。

5 陳述に対する意見

請求人等から平成23年3月22日に監査対象所属の陳述に対する意見書が提出され、その概要は以下のとおりであった。

東京高等裁判所は、平成2年1月29日の判決で、「教育事業が公の支配に服したと言えるためには、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるものというべきであり、必ずしも当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではない。」としている。

この判例の基準に従えば、本件支出負担行為は、明らかに憲法第89条に違反している。すなわち、県知事は、朝鮮学校の教育事業が公の利益に沿わないと認める場合であってもこれを是正する途を有せず、朝鮮学校の偏向した政治教育の内容を是正する手段は全くないし、また福岡県が交付した教育助成金が實際上どのように費消されたか確かめるすべもない。福岡県は朝鮮学校の補助金二重取りについて5年間もこれを発見することができなかった。

6 監査対象所属に対する監査

平成23年3月15日から4月11日までのうち4日間、本件補助金に係る関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 朝鮮学校について

朝鮮学校は、学校教育法第1条に規定する学校に準じた学校で、同法第134条に規定する学校教育に類する教育を行うものとして定められている各種学校であり、それを運営する本件学校法人は、昭和39年に県知事の認可を受けて設立され、その設立目的は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とするものである。

また、本件学校法人が運営する朝鮮学校には3つの学校があり、その教育内容については、次のとおり定められている。

九州朝鮮中高級学校学則

「学校教育法に基づき、本校に入学する者に対し中学校及び高等学校に準じた民族教育を実施し、併せて朝日両国の親善に寄与しうる人材の育成を目的とする。」

北九州朝鮮初級学校学則

「学校教育法に基づき、本校に入学する朝鮮人子弟に対し保育と小学校に準ずる民族教育を施すことによって、朝鮮人としての教養を高め、併せて朝日両国民の親善に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」

福岡朝鮮初級学校学則

「学校教育法に基づき、本校に入学する朝鮮人子弟に対し初等普通教育に準ずる民族教育を施すことによって、朝鮮人としての教養を高め、併せて朝日両国民の親善に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」

(2) 本件補助金について

ア 補助金の概要

本件補助金は、私立学校法第59条、私学助成法第16条の規定で準用する同法第10条、本件補助金交付要綱及び福岡県補助金等交付規則（以下、「県補助金交付規則」という。）に基づき、助成するものである。

(ア) 本件補助金交付要綱の趣旨

近年の国際化の進展に伴い、県民等との国際交流に資するため、当該年度の事業として実施する学校の教育、文化活動等に要する経費に対する補助である。

(イ) 補助の対象者（外国人学校）

学校教育法第1条に規定する学校に準じた学校で、同法第134条第2項で準用する同法第4条に基づき認可を受けたもの。

(ウ) 事業計画書等の承認

補助を受けようとする学校法人は事業計画書を福岡県に提出し、福岡県はこれを審査し、適当と認められるものについては、補助対象事業費を決定してこれを承認する。

イ 本件補助金の流れ

H22. 3. 23	事業計画書の受理（対象事業費 16, 134, 359円 補助金額 8, 000, 000円）
H22. 3. 25	補助金内定通知（対象事業費 16, 134, 359円 内定額 8, 000, 000円）
H22. 3. 27	補助金交付申請受理 （対象事業費 16, 134, 359円 補助金額 8, 000, 000円）
H22. 3. 31	補助金交付決定（対象事業費 16, 134, 359円 補助金額 8, 000, 000円）
H22. 4. 30	補助金実績報告受理（対象事業費 16, 134, 359円 精算額 8, 000, 000円）
H22. 5. 26	額の確定（確定額 8, 000, 000円）
H22. 5. 26	補助金支出命令（支出命令額 8, 000, 000円）

(3) 補助金の重複受領について

- 平成23年1月19日、私学振興課は、私学助成法第12条に基づき、過去5年間分の補助金に係る調査を行い、その結果、以下のとおり処理を行った。

ア 今回の重複受領が本件補助金に対する学校法人内部での確認を怠っていた稚拙な事務処理によるものであり、詐欺的であるとの証拠は得られていない。

イ 不適正な補助金受領に係るものは、北九州市補助金を適正に申告していなかった重複申請に係る部分であるとし、重複受領以外の補助事業については、関係規則及び要綱に基づき、適正に実施されていることから、全額返還を求めることは妥当ではないと判断している。

- ウ 平成23年2月28日、補助金交付決定一部取消通知書及び返還命令書を発し、補助金の返還請求を行っている。
- 平成23年3月10日、補助金返還請求額が福岡県に納入された。なお、加算金については、平成23年3月22日に請求を行い、同年4月8日に納入されている。

なお、過去5年間分の返還請求額等は以下のとおりであった。

(単位：円)

年 度	返還請求額	加算金	計
21年度	1,217,000	103,688	1,320,688
20年度	983,000	191,979	1,174,979
19年度	2,633,000	801,748	3,434,748
18年度	1,604,000	666,943	2,270,943
17年度	13,000	6,852	19,852
合 計	6,450,000	1,771,210	8,221,210

2 判 断

請求人が主張するように、福岡県が本件補助金を取消すべき事由があるかどうかについて判断する。

(1) 教育基本法第14条第2項（政治教育の中立性）違反について

請求人は、朝鮮学校は、朝鮮学校と朝鮮総連が密接な関係にあり、朝鮮学校が極端な個人崇拜教育であることや同校生徒が朝鮮総連下部組織に自動的に組み入れられて政治活動に動員され、学校運営、教育人事、教育内容などすべてが朝鮮総連の指揮下にある。また、法律に定める学校ではなく、のみならず政治教育の中立性に違反しているため、公的団体から教育振興補助金の支給を受ける資格を有しないと主張している。

しかし、朝鮮学校である九州朝鮮中高級学校、北九州朝鮮初級学校及び福岡朝鮮初級学校の学則によれば、学校教育法に基づき、民族教育を施すことによって、併せて日朝両国民の親善に寄与しうる人材を育成することを目的とされており、朝鮮学校と朝鮮総連が密接な関係にあり、朝鮮学校が極端な個人崇拜教育であることや同校生徒が朝鮮総連下部組織に自動的に組み入れられて政治活動に動員され、学校運営、教育人事、教育内容などすべてが朝鮮総連の指揮下にあることを確認することはできない。

また、朝鮮学校は、学校教育法第1条に規定する学校に準じた学校で、同法第134条に規定する学校教育に類する教育を行うものとして定められている各種学校であり、福岡県は、私立学校法第59条及び私学助成法第10条の規定により助成を行っているものである。

よって、教育基本法第14条第2項（政治教育の中立性）に違反していると認めることはできない。

(2) 憲法第89条違反について

請求人は、本件支出負担行為について、朝鮮学校がわが国と正式の国交を有しない北朝鮮の民族文化の教育を目的としており、わが国及び福岡県の指揮を受けることなく、教育の事業を行っていることから、朝鮮学校は公の支配に属していないため、憲法第89条の制限規定に違反しており、その処分行為は無効であると主張している。

しかし、福岡県は、各種学校である朝鮮学校が学校教育法、私立学校法及び私学助成

法による法的規制を受けており、「公の支配」に属しているとしている。こうした判断については、補助金支出の違憲性の判断を求めるものであり、自治法第242条に定める財務会計上の行為の違法性、不当性を判断し、その是正を目的とする住民監査請求に係る監査委員の職務権限になじまないものである。

(3) 北朝鮮人権侵害対処法第2条等（拉致問題解決への努力義務）違反について

請求人は、拉致問題を無化し、極小化しようとする朝鮮学校に福岡県が助成金を交付することは、国及び地方公共団体がなすべき最大限の努力義務と相容れず、拉致問題無視の教育を行う朝鮮学校に対し誤った教育を助長することにほかならない。よって、本件支出負担行為は、北朝鮮人権侵害対処法第2条等に違反し、不適法であると主張している。

しかし、本件補助金の趣旨は、近年の国際化の進展に伴い、県民等との国際交流に資するためのものであり、請求人が主張する「拉致問題無視の教育を行う朝鮮学校に対し誤った教育を助長する」といった事実も認められない。

また、福岡県は、拉致問題に関して、北朝鮮人権侵害対処法第3条の規定に基づき、講演会や写真、パネル展の開催、ポスターの掲示、北朝鮮人権侵害問題啓発週間等を通じ、県民及び県内全市町村への積極的な啓発に努めている。

こうしたことから、北朝鮮人権侵害対処法第2条、第3条、第8条に違反するとまでは言えない。

(4) 本件補助金受領の手段及び目的の不当性について

二重申請は、福岡県及び北九州市に秘匿されたまま、平成17年頃から毎年行われてきた。その申請手段は詐欺的である。また、その補助を要するとされる事業は、一般的学校教育の目的からは逸脱した、娯楽とも言うべき観劇や夏祭りの実施費用であって、地方公共団体がその振興の援助をすべき理由は見出せず、本件支出負担行為は、その重要部分に社会的妥当性を欠く部分を含むものであるから、全体として治癒できない不適法性があると請求人は主張している。

しかし、福岡県では、不適正な事務処理による本件学校法人の重複受領の問題について、平成23年1月19日に本件学校法人への過去5年間分の補助金に係る立入調査を実施し、その原因が学校法人内部での確認を怠っていた稚拙な事務処理によるものであることやそれ以外については、関係規則及び要綱に基づき、適正に実施されていることなどから、交付決定の一部取消し及び返還命令を行っている。

この重複受領は、学校法人の事務処理上の誤りによるものであり、その申請手段は詐欺的なものとまでは言えない。

なお、本件学校法人は、平成21年度分を含む過去5年間分の補助金返還請求額を平成23年3月10日に納入し、さらにその加算金についてもすでに納入している。

次に、本件補助金交付要綱によれば、外国人学校が県民等との国際交流に資するため実施する学校の教育、文化活動等に要する経費に対する補助であって、請求人が指摘する観劇や夏祭りの実施費用なども、その対象事業として認めることができ、目的が不当であるとまでは認められるには至らない。

よって、本件支出負担行為がその重要部分に社会的妥当性を欠く部分を含むものとは言えず、全体として治癒できない不適法性があると認めることはできない。

以上のことから、請求人の請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

3 意見

本件補助金に関する重複受領について、福岡県は、平成23年1月19日、私学助成法第12条の規定に基づき、本件学校法人に対して補助金に係る調査を行い、平成17～21年度分の補助金の一部について、北九州市との重複受領がなされていることを確認し、その返還を求め、すでに加算金を含めた全額が県に納入されている。

補助金の重複受領は、極めて遺憾なことであり、本来、あってはならないことである。

特に、本件補助金については、平成17年度から過去5年間に亘る補助金重複受領の事実が判明しており、今後はこうしたことのないよう補助金執行の適正化に努めるとともに、更に補助金の趣旨に沿った事業の推進を図ることを望むものである。